

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎患者は350万人以上にのぼるとされ、国内最大級の感染症であると考えられている。

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」及び平成23年5月に定められた「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」により、これまで国及び地方公共団体の取り組みが進められてきた。

しかしながら、現在実施されているウイルス性肝炎患者への医療費助成制度は、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療等による抗ウイルス療法実施中の患者に限定されている。そのため、これらの治療法の適応とならない肝硬変・肝がんの患者は、高額な治療費を負担する必要があるとともに、病状により就労不能の者が多い現状では、生活に困難を来している患者も少なくない。

また、身体障害者福祉法に基づく肝機能障害による障害認定は、認定基準が極めて厳しいことにより、患者への生活支援の実効性が発揮されていないことが大きな問題であり、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和・見直しを行うことが必要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、多くのウイルス性肝炎患者を早期に救済するため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年3月17日

江東区議会議長 榎 本 雄 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} あて